

○議案第41号 もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例案について

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、もりぐち児童クラブ事業のうち入会児童室について、平成31年4月より、運営形態を公設公営から公設民営に見直し、開設時間を延長することに伴い、利用者負担の料金体系を変更することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、以前から指摘しているように、民間委託後も、これまで培ってきた保育の質を担保するとともに、なお一層、子育て世帯の視点に立ったよりよい事業となるよう努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。